

標準保証拡張キット G5

ご利用の手引

～お客様へのお願い～

本サービスをご利用いただくには、お客様登録が必要です。

速やかにお客様登録をお願いします。

お客様登録には本冊子に添付の「製品シリアルNo」が必要です
ので紛失しないようご注意ください。

はじめに

このたびは日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）の標準保証拡張キット G5（以下「拡張キット G5」といいます）をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございます。

本書には拡張キット G5 にて提供されるサービス内容、サービス条件、およびサービスの開始に必要なお客様登録の手順等を記載していますので、必ずお読みいただきますようお願い申し上げます。

「ご利用の手引き」の内容に同意できることをご確認ください。

同意できない場合には、拡張キット G5 をお買い上げ後 1 4 日以内にお買い上げいただいたご購入元にご返却くだされば、領収書その他の購入を証するものと引き換えに代金をお返しいたします。

拡張キット G5 に基づくサービスの提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいた NEC 製パーソナルコンピュータ本体の保証開始日（ご購入日）からご購入された拡張キット G5 の年数（3 年間/4 年間）です。

拡張キット G5 では、ディスプレイは、サービスの対象外となります。

お客様が拡張キット G5 に基づくサービスのご利用を途中で中止した場合であっても、お支払いいただいた料金は返金いたしません。

拡張キット G5 1 ライセンスにつきサービスを受けられる NEC 製 パーソナルコンピュータの台数は 1 台とします。

サービスを受ける前に

・連絡先シール

本パッケージには、「連絡先シール」が同梱されております。本シールには故障発生時の連絡先が記載されていますので、対象機器の見やすい部分に貼りつけてください。

・登録申請

本サービスをご利用いただくには、事前にインターネットで NEC へお客様の情報を登録申請していただくことが必要です。第 2 章を参考に速やかに登録申請を行ってください。なお、登録には本冊子に記載の「製品シリアル N o .」が必要です。「製品シリアル N o .」を紛失した場合は登録が出来なくなりますのでご注意ください。

登録申請が完了後、「登録完了のお知らせ」が電子メールで届きます。内容をご確認の上、大切に保管ください。なお、拡張キット G5 の保証期間等はインターネットから確認する事が出来ます。

第1章 標準保証拡張キット G5 とは

拡張キット G5 とは、NEC製パーソナルコンピュータ [Mate、VersaPro シリーズ、Mate J、VersaPro J シリーズ（以下「NEC製PC」といいます）] 向けに用意された標準保証拡張サービスのパッケージ製品です。

本書に定める条件に従って拡張キット G5 をご利用いただくことにより、本書に定めるNEC製PCの標準保証拡張サービス（以下「本サービス」といいます）をお受けいただくことが出来ます。

1. 対象機器

本サービスの適用範囲は、第2章に記載された登録手続きに基づき、NECに登録され、かつ日本国内に設置されたNEC製PC本体および本体に内蔵されるNEC製PC用純正オプション機器、マウス、キーボードのハードウェア製品（以下、「対象機器」といいます。）です。

ただし、拡張キット G5 では、ディスプレイは、本サービスの対象外となります。

2. 拡張キット G5 とハードウェア保証

2. 1 ハードウェア保証

NEC製PC本体には購入後一定の保証期間を設定しています。この保証期間内に、万一ハードウェアが故障した場合は、保証規定に従い修理いたします。

（ご注意）

PC本体に添付されている保証書に、ご購入元、またはNECの捺印およびご購入日が記入されていることをご確認ください。

もしくは、そのPC本体のご購入日を特定できる納品書や領収書等があることをご確認ください。

2. 2 拡張キット G5

拡張キット G5 は、標準のハードウェア保証内容をさらに充実させ、対象機器購入後、最大4年間まで本サービスをお客様に提供するためのパッケージ製品です。

サービス内容		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
保証 サービス	パーツ保証	【無償】 標準保証 (Jシリーズ)	【定額料金】 標準保証拡張キットG5 [3年間保証サービス]	【定額料金】 標準保証拡張 キットG5 [4年間保証 サービス]	【有償修理】	
	引き取り修理/ 持ち込み修理					
	翌営業日出張修理 (電話診断付)					

3. 本サービスの対応時間

月曜日～金曜日 9：00～18：00

4. 応答時間

NEC営業日に対応依頼を受け付け、「NECビジネスPC修理受付センター」もしくは「121コンタクトセンター」にて稼動状況のカウンセリングや処置アドバイスを行い、受付日当日の15時までにNECが必要と診断した場合に翌営業日にサービス技術者がお客様先まで出向き、オンサイトでの対応を開始します。

ただし、交通事情、天候、対象機器の設置場所等の条件により、翌々営業日以降の対応になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

5. 本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいたNEC製PC本体の保証開始日（第2章1. 1で定めるご購入日）からご購入された拡張キット G5 の年数（3年間/4年間）を加算した日までです。

※保証開始日からご登録までの経過期間は本サービス期間から差し引かれます。

第2章 登録申請

本サービスをご利用いただくには、NECへお客様の情報を登録申請していただく必要があります。お客様の情報を登録申請していただくには、インターネットによる登録申請をしていただく必要があります。NECでの登録承認の後、お客様に「登録完了のお知らせ」を電子メールで送付します。

「登録完了のお知らせ」の送付をもって、NECがお客様に対し 拡張キット G5 に基づく本サービスを行うことを承諾した証とします。NECは、合理的な理由がある場合を除き、当該承諾を拒絶しないものとしますが、万一当該承諾ができない事由が生じた場合には、NECが本登録申請を受け取った日から30日以内にNECが定める方法によりお客様に通知するものとします。

その場合、お客様が拡張キット G5 をお買い上げいただいたご購入元に承諾拒絶の通知と、領収書その他の購入を証するものをご持参いただければ引き換えに代金をお返しいたします。なお、実際のサービスを受けられる際には、「連絡先シール」に記載のサービス受付窓口へご連絡いただく必要があります。

1. 登録申請の手順

第1章および第3章をお読みいただきその内容に同意できることをご確認ください。

拡張キット G5 ご購入日から30日以内に下記の方法によりNECへの登録申請をしてください。

インターネットでの登録によりNECでの登録が完了しなければ拡張キット G5 に基づくサービスの提供は開始されません。万一当該期間内に登録申請をされなかった場合、お客様は、本サービスを受けられないことがあります。

1. 1 インターネットによる登録申請

(1) 下記、サポートパック登録ホームページから本サービスの登録申請してください。

<http://supportpack.nec.co.jp>

(ご注意)

サポートパック登録ホームページから登録申請を行うには e-mail アドレスが必要です。

(2) インターネットによる登録申請をされると、「標準保証拡張キット 登録受付のお知らせ」メールが送信されます。

■ 初めてご利用になる方

「ログイン情報登録」ボタンをクリックしてください。ご利用 ID (e-mail アドレス) とパスワードを設定し、連絡先を入力します。(詳細は画面でご覧ください)

以降、サポートパックの登録を行うことが可能となります。ご利用のサポートパック種別を選択し、サポート対象機器の保証書を参照の上、必要情報を入力願います。

■ 既にご利用 ID (e-mail アドレス) とパスワードをお持ちの方

ご利用 ID (e-mail アドレス) とパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。

ご利用のサポートパック種別を選択し、サポート対象機器の保証書を参照の上、必要情報を入力願います。

■ インターネット登録に必要な情報について

(※ 必須入力項目です。)

① ご登録者（ご契約者）情報

- | | | |
|------------|----------|-----------------|
| ・ 法人・団体名 * | ・ ご住所 * | ・ 所属 |
| ・ お名前 * | ・ 電話番号 * | ・ e-mail アドレス * |

② 拡張キット G5 および対象機器の情報

- ・ 標準保証拡張キット G5 製品シリアル No. *

本紙「標準保証拡張キット G5 ご利用の手引き」の表に記載の製品シリアル No. です。

- ・ PC 本体型番 *
- ・ PC 本体製造番号 *
- ・ ご購入日 *

保証書もしくは PC 本体のラベルを参照してください。

保証書もしくは PC 本体のラベルを参照してください。

保証書もしくは対象機器購入時の領収書、納品書等を参照してください。

購入日が確認できない場合は PC 本体製造番号より、下記の方法にて算出してください。

例：PC 本体製造番号が 0XnnnnnnA の場合

1 桁目が年、2 桁目が月（1=1 月、・・・、X=10 月、Y=11 月、Z=12 月）です。

購入日は 2010 年 10 月末日としてください。

③ 設置場所情報

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| ・ 法人・団体名 * | |
| ・ ご住所 * | 郵便番号は大口事業所用ではなく、町域名をお願いします。 |
| ・ 所属 | ・ お名前 * ・ 電話番号 * |

本サービス期間中は、ご利用 ID（e-mail アドレス）とパスワードによりお客様はご自分の登録内容の確認と変更が可能です。ご担当者が替わる場合などは、必ず ID とパスワードを引き継いでください。

登録に関して不明点がございましたら、以下のメールアドレスまたは電話番号にお問い合わせください。

サポートパック登録受付センター

e-mail : SupportPack@support.jp.nec.com

電話番号：03-3454-6818 受付時間 9:00～17:00 月曜日～金曜日
(国民の祝日、法律に定める休日は除く)

■ インターネット経由でのご登録ができないお客様はサポートパック登録受付センターまでお問い合わせください。

2. 連絡先シール

本サービス依頼の連絡先を記載したラベルです。貼りつけられた機器が本サービスの対象である事を証明するものです。対象機器のよく見える場所に貼りつけて、はがれないようにご注意ください。

第3章 サービスの内容および条件

NECは、お客様がNECへ登録申請し、NECが登録承認をしたお客様のお持ちの対象機器に対し、以下に定める内容および条件で、本サービスを提供するものとします。

万一、拡張キット G5 をご購入いただいたお客様と本サービスの対象となる対象機器の所有者が異なる場合、お客様の責任において「標準保証拡張キット G5 ご利用の手引き」の第1章および本章記載の内容につき対象機器所有者の承認を得ること、およびNECが本サービスを行うことができるよう必要な措置を取ることを条件として、NECは本サービスを提供するものとします。

第1条（本規定の適用）

NECパーソナルコンピュータ株式会社（以下「当社」といいます）は、本規定に定める条件により、第3条に定める対象機器（以下「対象機器」といいます。）について「標準保証拡張キット G5」によるサービス（以下「本サービス」といいます）をお客様に提供します。

第2条（本サービス）

本サービスは、「3年間または4年間パーツ保証」と「3年間または4年間電話診断付翌営業日出張修理サービス」から構成されます。

「3年間または4年間パーツ保証」（以下「パーツ保証」といいます）は、お客様がNECまたは販売店からお買い上げいただいた対象機器の故障について、第4条に定める本サービス期間中に「NECビジネスPC修理受付センター」もしくは「121コンタクトセンター」（以下「コールセンター」といいます）または販売店にご連絡をしていただいた場合に、コールセンターが電話にてお客様から稼動状況を伺いながら簡単な切分け診断を実施し、故障の原因を特定し、その故障を解決・回避する為のアドバイスを行い、当社が対象機器の修理のため部品交換が必要と判断した場合に、当該部品を無償でご提供をするサービスを意味します。なお、パーツ保証は、当社がお客様に別途定める条件にて提供する出張修理サービス（「3年間または4年間電話診断付翌営業日出張修理サービス」を含みます。）または引き取り修理サービス（NECあんしんサービス便）の提供とあわせて提供する場合には限るものとし、部品のみの送付サービスは対象となりません。なお、本サービスによらない有償修理の費用（出張料、技術工料、緊急対応料）は現金でお支払いいただく場合（引き取り修理の場合は代引き）がありますので、あらかじめご了承ください。

- （1）「3年間または4年間電話診断付翌営業日出張修理サービス」（以下「出張修理サービス」といいます）は、お客様がNECまたは販売店からお買い上げいただいた対象機器の故障について、第4条に定める本サービス期間中にコールセンターまたは販売店にご連絡をしていただいた場合に、コールセンターが電話にてお客様から稼動状況を伺いながら簡単な切分け診断を実施し、故障の原因を特定し、その故障を解決・回避する為のアドバイスを行い、当社が必要と判断した場合に翌営業日以降に技術員を派遣し、故障が発生した故障部品の交換をする「出張修理サービス」、またはお客様の要求により実施する「引き取り修理サービス（NECあんしんサービス便）」を意味します。引き取り修理サービス（NECあんしんサービス便）は当社指定の宅配業者がお客様から、i) 故障が発生した第3条に定める対象機器、ii) 修理チェックシート、iii) 保証書の原本を引き取り、修理完了後にお客様宅にお届けします。なお、当該引き取りおよびお届けにかかる送料は、第4条に定める本サービス期間の内外を問わず、無料となります。ただし、出張修理サービスにおいて、当社の判断によらずお客様の要求により技術員を派遣し、対象機器の故障が技術員にて確認されなかった場合には、出張修理サービスにかかる出張料および技術工料を有償とさせていただきます場合がございます。さらに、コールセンターまたは販売店へのご連絡日当日の出張を要求された場合、当社所定の緊急対応料が必要となります。また、お客様から申告いただいた

故障内容が再現しないために、修理ができなかった場合には、所定の技術工料(¥5,000～¥10,000)を申し受けますのであらかじめご了承願います。なお、ハードウェア製品に故障が発生した場合であって、当社がお客様において交換可能と判断した場合には、当該ハードウェア製品に同梱されているマウス、キーボード等のビジネスPC用純正拡張機器の代替品をお客様に届けることにより対応させていただきます。(この場合は、お客様から交換により取り外したハードウェア製品を当社に返却していただきます。)

第3条 (対象機器)

1. 対象機器は、お客様がNECまたは販売店から購入し、かつ日本国内に設置された、当社製パーソナルコンピュータ [Mate、Mate J、VersaPro および VersaPro J] (以下「ビジネスPC」といいます)の本体およびビジネスPCの出荷時に組み込まれている、または同梱されているマウス、キーボード等のビジネスPC用純正拡張機器 (以下「ハードウェア製品」といいます) とします。
2. 前項の定めにかかわらず、次に定めるものは本サービスの対象外となります。
外付けディスプレイ、ビジネスPCの出荷時に同梱されていない拡張機器、消耗品 (ノートブック製品のメインバッテリー、乾電池、各種媒体)、ソフトウェア (OSおよびアプリケーション等)

第4条 (本サービス期間)

1. 当社は、次に定める保証期間において本サービスを提供します。
本サービス:対象機器をNECまたは販売店からご購入いただいた日から本拡張キット G5 で定める期間。
2. 前項の定めにかかわらず、次のいずれかの方法により保証期間内の起点が当社にて確認できない場合は、サービス開始期間を修正させていただく場合があります。
(1) 販売店印があり購入日を確認できる対象機器に添付された保証書
(2) 対象機器の購入日が明記された書類 (例: 対象機器購入時の納品書、領収書など)
(3) 前2号のいずれの方法において保証期間内であることが確認できない場合、対象機器の型番と製造番号から判別できるNECからの出荷日

第5条 (本サービスの提供時間)

本サービスの提供時間は、次に定めるとおりとします。

・コールセンター受付時間

ビジネスPC修理受付センター: 月曜日～金曜日 (除 土曜、日曜、国民の祝日、法律に定める休日、
当社規定の休日 (12月29日～1月3日、4月30日～5月2日))
9:00～18:00

121コンタクトセンター: 9:00～21:00 (年中無休)

※サービス内容等は予告なく変更させていただく場合がございます。

最新の情報は <http://121ware.com/121cc/> にてご確認ください。

※システムメンテナンスのため、サービスを休止させていただく場合があります。

・出張修理サービス訪問時間

月曜日～金曜日 (除 土曜、日曜、国民の祝日、法律に定める休日、当社規定の休日
(12月29日～1月3日、4月30日～5月2日)) 9:00～18:00

第6条 (本サービスの対象地域)

本サービスの対象地域は日本国内に限らせていただきます。ただし、離島 (離島に準ずる遠隔地を含む。以下同じ。) へ出張修理サービスまたは引き取り修理サービス (NECあんしんサービス便) を行った場合、出張または引き取りに要する実費を申し受けます。

第7条（本サービスにおける訪問日）

1. コールセンターにて、ご連絡をいただいた当日の15時迄に出張修理対応が必要と当社が判断した故障に限り、当日を基準日とし、対象地域毎に次に定める日を目安として技術員がうかがいます。また、訪問時間、修理開始時間の指定はお受けできません。現地到着時間は、お客様と技術員との調整により決定いたします。なお、18時をこえる作業についてはお受けできません。
 - ・翌営業日対応出張修理地域：日本全国（青森県の一部、山陰地方の一部ならびに離島を除く）
 - ・翌々営業日対応出張修理地域：青森県および山陰地方の一部離島については、別途訪問日時についてご相談させていただきます。
2. 前項の定めにかかわらず、交通事情、天候、対象機器の設置場所等の関係で前項に定める訪問日までにお伺いできない場合があります。また、一部地域については、コールセンターでの受付時間により、必要な修理部品の入手が間に合わない場合もあります。これらの事情により、前項の訪問日はあくまでも目安とさせていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

第8条（引き取り修理サービス（NECあんしんサービス便）による修理期間）

引き取り修理サービス（NECあんしんサービス便）の場合、当社は対象機器のお預かりから修理完了後の対象機器の納品まで、原則として7日間に対応いたします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は7日間以上の日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- （1） お客様から伺った故障の現象が確認できず、修理箇所の特定制定ができない場合
- （2） 引き取り修理サービス（NECあんしんサービス便）において、対象機器の引取先が一部地域（青森県の一部、山陰地方の一部ならびに離島および非離島の一部）の場合
- （3） 修理に使用する部品の在庫切れ等による場合
- （4） 販売店を経由して修理の申し込みをされた場合
- （5） お客様のご都合により、修理完了後の対象機器の返却日の日程変更等が生じた場合
- （6） 天災地変、戦争、暴動、内乱、輸送機関の事故、労働争議その他不可抗力の事由が生じた場合

第9条（サービス範囲）

1. 本サービスは日本国内においてのみ有効です。
2. 本サービスはハードウェア製品にのみ適用されます。いかなる場合においても第3条に定める本サービス対象外の修理または交換する義務を負いません。本規定に記載の本サービス範囲は、お客様が再販売の目的でなく自己使用の目的で購入する対象機器にのみ適用されます。また、本サービスは最初の購入者であるお客様ご本人のみに適用され、お客様が第三者に対象機器の全部または一部を譲渡された場合には本サービスを受けられません。

第10条（本サービスの適用除外）

次のような場合には、本サービス期間内であっても有償での修理対応となります。

- （1） 保証書のご提示がない場合（第4条第2項第1号乃至第3号を除く）
- （2） 保証書に保証期間、型番または品名、および製造番号または保証番号、販売店名の記入の無い場合、または保証書の字句が書きかえられた場合
- （3） お客様または第三者による輸送・移動時の落下・衝撃等、お客様の取り扱いが適正でないために生じた故障および損傷
- （4） お客様または第三者による使用上の誤り（適切な使用環境に反した場所での対象機器の使用を含みます。）、あるいは不当な改造、修理による故障および損傷
- （5） 火災、塩害、ガス害、地震、落雷、風水害その他天災地変、異常電圧などの外部要因に起因する故障および損傷
- （6） 対象機器に接続している当社指定以外の機器および消耗品に起因する故障および損傷

- (7) 定期交換部品および有寿命部品が、自然消耗、磨耗、劣化し、または使用頻度、経過時間、使用環境等の当社所定の基準を超えた場合
なお、LCD（液晶ディスプレイ）は、画面の一部に画素の欠けや常時非灯、常時点灯等が存在することがありますがこれは故障ではありません。
- (8) OSおよびアプリケーション等に起因する故障
- (9) 当社または当社が承諾した以外の者が作成したプログラム、ハードウェア等に起因する対象機器の故障
- (10) 引き取り持ち帰った対象機器内のデータの保護
- (11) お客様が設定したパスワードの忘却やお客様が施錠された鍵の紛失により、パスワード解除作業を行う場合、または、マザーボード、本体カバーその他の部品の交換が必要になった場合の修理料金
- (12) 第4条に定める本サービス期間内外にかかわらず対象機器を24時間連続使用した場合

第11条（再委託）

当社は自己の費用と責任で、本サービスの提供にかかる作業の全部または一部を第三者（以下「委託業者」といいます）に委託することができるものとします。

第12条（お客様の負担する費用）

本サービスに要する費用のうち次の各号に定めるものについては、お客様の負担とします。

- (1) 電力料および水道料
- (2) 通信費（ただし、当社からお客様への通信に要する費用を除きます。）
- (3) 記録媒体その他の消耗品
- (4) 本サービスを行うため当社の技術員が船舶、航空機等の交通機関を使用し、または宿泊する必要がある場合には、その交通費、宿泊費および日当

第13条（出張および引取修理時の注意事項）

お客様は、修理をご依頼されるにあたり、あらかじめ次に定める事項について承諾いただくものとします。

- (1) お客様は、本サービスの提供を行うために当社の技術員が対象機器の設置場所に立入ることを認めるとともに、当該技術員が本サービスに係る作業を行うために必要となる作業場所、消耗品を無償で提供するものとします。
- (2) お客様は、当社による本サービスの提供のために必要な範囲で対象機器の稼働を停止するものとします。
- (3) お客様は、本サービスの実施に伴う対象機器の稼働の停止によるコンピュータ・プログラムおよびデータの破壊、消滅に備え、本サービスの提供を受けられる前に自己の費用と責任で、対象機器の全ての記憶媒体内のデータを別装置にバックアップするものとします。なお、当社による本サービスの提供によって対象機器の記憶媒体内のデータが万一、消去または変更された場合でも、当社は一切責任を負いませんのでご了承ください。
- (4) ディスプレイはお客様にてご用意していただき、当社は無償で本サービスの提供のために必要な範囲で利用できるものとします。
- (5) 技術員が故障内容の原因特定の作業を行う際に、お客様に何らかの作業を行っていただく場合がありますのでご了承ください。
- (6) お客様は、対象機器に添付されているマニュアル等に記載されている「設置に適した場所」に対象機器を設置し常に環境を整備、維持するものとします。
- (7) お客様が対象機器にパスワードを設定されている場合は、当該パスワード設定をお客様にて解除した上で修理をご依頼いただくものとします。

- (8) お客様自身で貼りつけたシール等につきましては、取り外した上で修理をご依頼していただくものとします。
- (9) 当社は、修理期間中の対象機器の代替機の貸し出しは行わないものとします。

第14条 (交換部品の所有権)

取り付けられた交換部品は再生品である場合がありますが、良好に稼動するもので、少なくとも交換された旧部品と機能的に同等またはそれ以上のものと交換するものとします。交換部品は、取り外される部品に対する保証サービスを引き継ぎます。本サービスの提供に伴って取り外された部品の所有権は、全て当社に帰属するものとします。なお、修理の際、取り外したハードディスクに記録されていた内容は、データ消去処理（ハードディスクの磁気記録面に特殊パターンを書き込む方法により復元不可能な状態にする処理）またはハードディスクの破壊処理を行い、データ消去いたします。

第15条 (秘密保持)

1. お客様および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、秘密であると明確に指定されたもの（以下「秘密情報」といいます）については、本サービスの提供期間中のみならず、その終了後も第三者（第11条に基づき当社が委託業者に開示する場合を除きます。）に開示または漏洩してはならないものとします。
2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。
 - (1) 一般に入手できる情報
 - (2) 知得時に既に保有していた情報
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (4) 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報

第16条 (個人情報の取り扱い)

1. 当社は、本サービスの提供に際して、お客様から取得した個人情報を、本サービスの履行、対象機器の品質向上および安全点検、ならびに情報提供等に必要な範囲で利用します。
2. 前項の利用目的の範囲内で、NEC、NECグループ会社、委託業者（配送業者含む）にお客様の個人情報を開示・提供することがあります。
3. お客様が、お客様ご本人の個人情報について、当社に開示、訂正、削除等をご請求いただく場合は、コールセンターまでご連絡ください。なお、開示の場合には当社予定の手数料をいただきます。

第17条 (損害賠償)

万一、お客様が本サービスに関連してNECおよび当社の責に帰すべき事由により損害を被った場合、お客様は現実には発生した直接かつ通常の損害に限りNECおよび当社に請求できるものとします。この場合、NECおよび当社の負担する損害賠償の総額は、拡張キット G5 の購入代金として、NECまたは販売店がお客様から受領した合計金額の総額を超えないものとします。

第18条 (合意管轄)

本サービスに関するお客様とNECまたは当社間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決します。

第19条 (本サービスの利用中止)

お客様が本サービスのご利用を途中で中止した場合であっても、お支払いいただいた料金は返金いたしません。

